

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

2019年7月8日

改 定 後	改 定 前
<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または<u>租税特別措置法施行規則</u>第18条の15の3第21項において準用する同規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘</p>	<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して<u>同法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または<u>租税特別措置法施行規則</u>第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘</p>

改 定 後	改 定 前
<p>定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>もしくは</u>累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」をあわせて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 （本文、現行どおり）</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることになっていたとき</p> <p>5～6 （現行どおり）</p> <p>7 <u>2017年</u>10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<u>2017年</u>分の非課税管理勘定が設けられて</p>	<p>定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」をあわせて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （本文、省略）</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることになっていたとき</p> <p>5～6 （省略）</p> <p>7 <u>平成29年</u>10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<u>平成29年</u>分の非課税管理勘定が設けら</p>

改 定 後	改 定 前
<p>おり、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>	<p>れており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>
<p>第3条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>1 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014</u>年から<u>2023</u>年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 （現行どおり）</p>	<p>第3条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>1 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成26</u>年から<u>平成35</u>年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 （省略）</p>
<p>第3条の2（累積投資勘定の設定）</p> <p>1 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018</u>年から<u>2037</u>年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資</p>	<p>第3条の2（累積投資勘定の設定）</p> <p>1 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30</u>年から<u>平成49</u>年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定</p>

改 定 後	改 定 前
<p>勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>	<p>設定期間においてのみ設けられます。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>第4条 (非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)</p>	<p>第4条 (非課税管理勘定における処理)</p>
<p>1 (現行どおり)</p>	<p>(省略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>第5条 (非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>第5条 (非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>(現行どおり)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約にもとづいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）</u>にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>	<p>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約にもとづいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託</u>にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>
<p>第6条 (現行どおり)</p>	<p>第6条 (省略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>第7条（譲渡の方法）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業部店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>第7条（譲渡の方法）</p> <p>（省略）</p> <p>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p>第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる</p>	<p>第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>（省略）</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由</p>

改 定 後	改 定 前
<p>事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い） （現行どおり）</p>	<p>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い） （省略）</p>
<p>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 1 （現行どおり） 2 （現行どおり）</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） （省略） 2 （省略）</p>
<p>第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 1 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</u> (1) （現行どおり） (2) （現行どおり） 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる累</p>	<p>第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 1 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。 (1) （省略） (2) （省略） 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座にかかる累積投資</p>

改 定 後	改 定 前
<p>積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第11条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、<u>当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p>3 <u>2024年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (契約の解除)</p> <p>1 (本文、現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p>	<p>勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第11条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>(省略)</p> <p>2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、<u>その年の9月10日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</u></p> <p>3 <u>平成36年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p>第12条～第14条 (省略)</p> <p>第15条 (契約の解除)</p> <p>1 (本文、省略)</p> <p>(1) (省略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(2) <u>租税特別措置法第37条の14第27項第2号</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>(4) （現行どおり） 2 （現行どおり）</p>	<p>(2) <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>(4) （省略） 2 （省略）</p>
<p>第16条～第17条 （現行どおり）</p>	<p>第16条～第17条 （省略）</p>